

ミャンマー入国の条件について

2022年4月21日

2022年4月25日更新

2022年5月2日更新

2022年6月16日更新（下線部が更新部分）

4月17日の商用便再開に伴い、4月7日付保健省通達により、ミャンマー入国の条件が変更されました。その後、4月29日付保健省通達（5月1日施行）及び6月15日付保健省通達（6月15日施行）によりその内容が改訂されています（これらの通達は、商用便でミャンマーに入国する外国人に適用されます）。

現在のミャンマー入国の主な条件は、以下のとおりです。

- ① 到着14日以上前に接種した承認済みワクチンの（2回）接種証明書を所持していること
（12歳未満の方で同伴する保護者が当該証明書を所持している場合は、ワクチン接種証明書は不要）。当該証明書を所持していない方は、到着前48時間以内のPCR陰性証明書を所持していること（ただし、3日間の隔離が必要となる。6歳以上12歳未満の方は、同伴する保護者がワクチン接種証明書を所持している場合であっても、PCR陰性証明書が必要。6歳未満の方は不要。）。
- ② 国営保険会社 Myanmar Insurance の保険に加入していること

日本等出発時及びミャンマー到着時に上記の関連書類の提示が求められます。

詳細は、以下のミャンマー入国管理・人口省公式ホームページをご参照ください。

<ミャンマー入国管理・人口省HP：<https://evisa.moip.gov.mm/Home/Covid19Requirements>>

上記を含むミャンマー入国に際して必要な書類及びミャンマー入国後の施設隔離について、当館が把握している情報は以下のとおりです。

1. ミャンマー入国に必要な書類

- ① 到着14日以上前に接種した承認済みワクチンの（2回）接種証明書

（承認済みワクチン）

- ・ 中国製不活化ワクチン コロナバック（シノバック）
- ・ 中国製不活化ワクチン シノファーム
- ・ mRNA ワクチン：ファイザー
- ・ mRNA ワクチン：モデルナ
- ・ ウイルスベクターワクチン：アストラゼネカ/コビシールド
- ・ ウイルスベクターワクチン：ヤンセン又はジョンソン&ジョンソン
- ・ スプートニク V/スプートニク Light
- ・ コバクシン

- ・ ミャンコファーム（ミャンマー商業省）
- ・ ノバボックス ヌバキソビッドワクチン

※12歳未満の方で同伴する保護者がワクチン接種証明書を所持している場合は、ワクチン接種証明書は不要。

※ヤンセン又はジョンソン&ジョンソン及びスプートニク Light は1回接種

② 到着前48時間以内のPCR陰性証明書（ワクチン接種証明書を所持していない者に限る）

（注：「出発前」ではないのでご注意ください。）

※現在は、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液＋口咽頭ぬぐい液の混合、または唾液のいずれのRT-PCR検査結果での陰性証明書でも入国が可能です。

※ワクチン接種証明書を所持している者は、PCR陰性証明書は不要となりました。

※6歳以上12歳未満の方は、同伴者がワクチン接種証明書を所持している場合であっても、PCR陰性証明書が必要。

※6歳未満の方はPCR陰性証明書は不要。

③ Myanma Insurance から購入した COVID-19 医療保険の加入書類

加入等の詳細は Myanma Insurance の以下のホームページにてご確認ください。

<Myanma Insurance : <https://www.mminsurance.gov.mm/>>

④ マルチビザ又はシングルビザ

商用ビザ取得にはレコメンデーションレター（関係省庁や投資委員会等の推薦状）の写しが必要です。

新規ビザの取得方法やeビザの利用方法等については、在京ミャンマー大使館にお問合せください。

（ご参考：在京ミャンマー大使館連絡先）

住所：東京都品川区北品川4-8-26

HP：<http://www.myanmar-embassy-tokyo.net/>

TEL：03-3441-9291

Email：contact@myanmar-embassy-tokyo.net

Facebook：<https://www.facebook.com/mynembtokyo/>

2. ミャンマー到着後の措置

ミャンマー入国後、以下のとおりRDT検査が実施されます。

- 空港到着後に空港専用カウンターでRDT検査（迅速抗原検査）が行われます。費用は15,000Kyatsで自己負担となります。
- RDT検査結果は概ね1時間で判明し、陰性であれば空港を出ることができるとされています。（ワクチン接種証明書を所持している方に限る。ただし、12歳未満の方で同伴する保護者がワクチン接種証明書を所持している場合は、ワクチン接種証明書は不

要。)。陽性となった場合は、保健省の指示に基づき、医療施設、治療センター又はホテルでの隔離となります。

- ▶ ワクチン接種証明書を所持していない場合、3日間の隔離が必要となります(到着翌日を1日目とカウント。隔離3日目にPCR検査を行い、陰性であれば隔離終了)。ミャンマー人以外の方は、隔離及びPCR検査費用は自己負担となります。

ミャンマーでの居住地が確定した際は、速やかに在留届を大使館に提出ください。また、帰国後は必ず帰国届を提出願います。(在留届・帰国届 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

■在ミャンマー日本国大使館領事班

電話：95-1-549644～8

メール：ryoji@yn.mofa.go.jp